一　同一周波数帯を使用する他の無線局からの電波の発射の有無を確認する機能を有するものであること（附属装置の設置その他の方法による場合を含む。）。

二　国際モールス符号により海洋レーダーの無線局の識別信号を送信する機能を有するものであること（附属装置の設置その他の方法による場合を含む。）。

三　同一周波数帯を使用する他の海洋レーダーの無線局の識別信号を受信する機能を有するものであること（附属装置の設置その他の方法による場合を含む。）。

四　変調方式は、周波数変調であり、連続波方式（間欠的連続波方式を含む。）により送信するもの及び振幅変調であること。

五　等価等方輻射電力は、二五デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）を超えないものであること。

六　送信空中線は、指向特性を有するものであること。ただし、当該指向特性に準じた電波の発射を抑制する措置が講じられたものについては、この限りでない。

七　国際モールス符号の送信は、割当周波数により送信を行うものであること。

八　国際モールス符号を送信する無線設備の送信空中線は、海洋レーダーの送信空中線を共用するものであること。ただし、海洋レーダーの送信空中線を共用することが困難な場合は、この限りでない。

別表第一号の表四の項無線局の欄中「ラジオ・ブイの無線局」を「無線測位局」に改める。

別表第二号に次のように加える。

第65　第49条の４の２に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1　4.438MHzから4.488MHzまで又は9.305MHzから9.355MHzまでの周波数の電波を使用するもの　50kHz

2　5.25MHzから5.275MHzまでの周波数の電波を使用するもの　25kHz

3　13.45MHzから13.55MHzまで又は16.1MHzから16.2MHzまでの周波数の電波を使用するもの　100kHz

4　24.45MHzから24.6MHzまで又は26.2MHzから26.35MHzまでの周波数の電波を使用するもの　150kHz

5　39.5MHzから40MHzまでの周波数の電波を使用するもの　500kHz

6　41.75MHzから42.75MHzまでの周波数の電波を使用するもの　350kHz

附　則

この省令は、公布の日から施行する。